

# 【ブランド推進課】パートタイム会計年度任用職員募集要項

## 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。

**募集職種・募集人数**            **事務職・若干名**

**採用時期**            **令和6年6月1日以降**

**任用期間**            **令和7年3月31日まで**

※採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間（勤務した日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに初めて正式採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。再度の任用の場合も同様です。

※勤務成績が良好な場合に限り、再度任用する場合があります。再度の任用は新規採用から2回まで可能です。

※再度の任用満了後も引き続きの勤務を希望する場合は、新規採用として申込みをしていただきます。

## 申込資格

① 次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第16条）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

② 国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、就労が制限されていない在留資格を有する方

## 勤務条件など

種類	内容
報酬等	国際化推進員 時給1,738円 ・その他、諸手当（通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等）は、桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給されます。
職務内容	・外国人支援プラットフォームにおける来庁者の支援 ・本市が世界に向けて情報発信する文書の外国語訳 ・外国語による文書、パンフレット、出版物等の作成又は校閲 ・外国人の視点やニーズから行政運営ができるよう多文化共生の環境整備を図ること ・その他国際化の推進・多文化共生に資する事業に関すること
求める人材	・「外国人からも選ばれるまち」への行政運営に取り組む意欲があること ・外国人の視点やニーズから行政運営の提案ができること ・日本語ならびに英語において、日常会話や市役所での窓口での通訳が可能な語学力を有すること。 ・パソコンのワード・エクセルの基本的操作ができること。

勤務時間	午前9時00分 から 午後5時00分の間で要相談 週19時間30分未満（週3日程度）
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
有給休暇	年次有給休暇を規則に基づき付与
服 務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。

## 申込手続

申込書類の請求先及び提出先	桑名市役所 ブランド推進課 〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地
申込み提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履歴書（エントリーシート）</li> <li>・ 写真1枚 縦4cm×横3cm（履歴書に貼付）</li> <li>・ 返信用封筒1通 封筒サイズ：長形3号（縦23.5cm×横12cm）</li> <li>・ 84円切手1枚</li> </ul> <p>※この返信用封筒により結果を送付しますので、封筒に84円切手を貼り付け、宛先に申込者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。</p>
受付の期間等	<p>定員に達するまで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接持参いただく場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受付（土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。）</li> <li>・ 郵送でご提出の場合は、簡易書留で「選考申込書在中」と朱書してください。</li> </ul>

## 選考の日時・会場・結果発表

	日 時	会 場	結果発表
選考	随時	桑名市役所本庁舎 桑名市中央町二丁目37番地	選考日から一週間後 申込者全員に郵送で通知
受験要領	申込書類を提出した方については、面接日時を電話にて連絡いたします。		
選考内容	書類選考、個別面接		

問い合わせ先 桑名市役所 ブランド推進課 TEL 0594-41-2692